

# CIETAC オンライン ADR の実務

## - ドメインネーム紛争解決システム

Li Hu\*

### 序論

本論文の目的は、CIETAC オンライン ADR 手続 - ドメインネーム紛争解決システム (DNDR) について紹介し議論することである。本論文では、オンライン ADR の性質をまず検討し (第 I 節)、次に CIETAC オンライン ADR 手続、そのドメインネーム紛争解決センターおよびその業務を紹介する (第 II 節)。本論文の第 3 の部分では (第 III 節)、CIETAC ドメインネーム紛争解決システムの顕著な特徴を詳述する。以上の検討に基づき、著者は、ドメインネーム紛争に関する CIETAC オンライン ADR は、サイバースペースでの他の知的財産紛争の仲裁に対するモデルを確立したとの意見を提示する (第 IV 節)。最後に結論を述べる。

### I. オンライン ADR の性質<sup>1</sup>

#### 1. オンライン ADR の必要性と可能性

サイバースペースは多くの人々が新しい方法でその創造エネルギーと想像力を発揮できる、非常に活発かつ競争の激しい場所である。したがってサイバースペースは、紛争が生じない調和の取れた場所というわけではない。さらに、サイバースペースは電子商取引が拡大できる唯一の場所である。一般に、取引や人間関係が増える場所では紛争も増える、とすることができるだろう。

サイバースペースでは、情報の通信、記憶および処理のために多くの強力なツールが開発されており、これらの活動は紛争解決の核心でもある。したがって、インターネットが一種の紛争解決空間になり、紛争解決手段として機能し、オンラインやオフラインの紛争がオンラインで速やかに解決できるようになることは、完全に可能である。

実際、オンライン取引の異常な急成長および従来の ADR 組織による関心の高まりとともに、オンラインでの裁判外紛争解決手段 (オンライン ADR) は、プロセスであると同時に事業になっている。一方、ICANN やドメインネーム紛争に対する幾つかの国内オンライン仲裁プロセスは、オンライン ADR を大規模に実施する能力があることを示してきた。

---

\*中国国際経済貿易仲裁委員会 (CIETAC) ドメインネーム紛争解決センター事務局長、中国国際商業会議所 (CCOIC) 仲裁研究所副所長。

## 2. オンライン ADR の性質

一般に、オンライン ADR は、技術的リソースおよび専門知識を適用するためにインターネットを利用する、一種の紛争解決システムである。

仲裁にも調停にも、中立の第三者が紛争当事者に協力することを可能にする、一定のプロセスが関係する。第三者の専門的技術の大部分は情報管理から構成される。仲裁においては、情報を受け取り情報を評価し判断を下すという確固としたプロセスがある。調停におけるプロセスはずっと柔軟だが、どちらの当事者と先に会うか、各当事者に何を言うか、そして各当事者に提供される情報をいかに構成または再構成するかの決定はすべて、情報の流れを管理する試みに関係する。したがって、手続的観点からは、情報管理はすべての紛争解決システムにおける核である。

オンライン ADR は、仲裁と調停の既存モデルから枠組みをもらい、さらに、現在のインターネット上で提供しうる技術的リソースおよび専門知識を適用する。オンライン ADR プロセスを効率よくするのは、伝統的な人間と人間との間の情報交換が人間と機械との間で行われることである。専門知識を提供するためおよび専門知識を向上させるためにも、我々がオンラインで対話する能力にとって肝心のポイントは、ソフトウェアである。インターネットを通じてオンライン ADR を提供しようとする紛争解決サービス提供者は、高度なレベルの通信を処理するソフトウェアを見付け、または設計しなければならない。かかるソフトウェアは、第三者や紛争当事者が効果的に利用できるという条件を満たさなければならない。そうでなければ、プロセスはうまく機能することができない。

したがって、仲裁や調停など、中立の第三者である仲裁人または調停人が紛争の両当事者に協力するという従来の ADR（プロセスに三当事者がいる）と比較して、オンライン ADR ではさらに、技術的観点から、従来の第三者（第三の当事者）に協力し支援するための第四の当事者が関係する。第四の当事者は第三の当事者に置き換わるのではなく、第三の当事者が新しい技能、知識および戦略を必要とするかもしれないという意味で、第三の当事者をもりたて、紛争当事者とのさまざまなコミュニケーションに責任をもつことができる。第三の当事者と第四の当事者が互に対話する方法は、オンライン ADR プロセスの多くの部分に影響する。

## II. CIETAC オンライン ADR の設立

### 1. IETAC ドメインネーム紛争解決センター

中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）ドメインネーム紛争解決センター（以下、「CIETAC ドメインネーム紛争解決センター」という）は、中国国際商業会議所（CCOIC）/中国国際貿易促進協議会（CCPIT）の承認を得て 2000 年に設立された。同センターは、知的財産および情報技術の分野での、オンライン裁判外紛争解決（ADR）サービスの提供を任務としている。現在、センターは国内外のドメインネーム登録の委託によって、サイバースペースでの知的財産およびイ

ンターネット・ドメインネームに関する紛争解決に責任をもっている。

CIETAC ドメインネーム紛争解決センターには、1名の所長および2名の副所長がいる。所長会議が同センターの最高機関である。同センターは、事務局長の指揮の下に日常の業務を処理する事務局をもつ。同センターはドメインネーム紛争解決のための手続規則を定め、パネリストのリストをもち、中立なパネルが紛争解決に責任を負うというシステムを実施している。同センターはモダンな作業施設と科学的な管理システムをもち、専用ウェブサイトを設置した。特別のソフトウェアを利用することで、オンラインでのドメインネーム紛争解決手続に関する事項を処理し、「オンライン仲裁サービス」を当事者に提供できる。

## 2. センターの主要業務

CIETAC ドメインネーム紛争解決センターは、ドメインネーム紛争解決サービスを以下の方法で提供する。

CIETAC ドメインネーム紛争解決センターは、中国インターネット・ネットワーク情報センター（CNNIC）によって指名された提供者として、.CN ドメインネームに関する紛争解決サービスを提供している（CNNIC が管理し維持する漢字のドメインネームを含む）。.CN ドメインネーム紛争の解決は、2002年9月にそれぞれ CNNIC および CIETAC によって交付された、CNNIC ドメインネーム紛争解決方針（CNDRP）と CNNIC ドメインネーム紛争解決指針規則（CNDRP 規則）および CNDRP に関する CIETAC 補足規則（CIETAC 補足規則）に基づき実施される。

センターはまた、CNNIC が管理し維持するキーワードに関する紛争解決サービスの唯一の提供者として指名されている。キーワード紛争の解決は、2001年4月4日に交付された CNNIC キーワード紛争解決指針（KWDRP）および 2002年1月1日に交付された CNNIC キーワード紛争解決指針に対する CIETAC 規則（CIETAC KWDRP 規則）に基づく。

ネームと番号の割当てに関するインターネット・コーポレーション（ICANN）が承認する4つのドメインネーム紛争解決提供者の1つである、アジア・ドメインネーム紛争解決センター（ADNDRC）の北京事務所として、CIETAC ドメインネーム紛争解決センターは、.com、.net、.org などの一般トップ・レベル・ドメインネーム（gTLDs）に関するドメインネーム紛争解決サービスも提供している。gTLDs に関する紛争は、1999年10月24日に ICANN が交付した統一ドメインネーム指針（UDRP）と統一ドメインネーム指針規則（UDRP 規則）および 2002年2月28日に ADNDRC によって交付された UDRP に対する ADNDRC 補足規則（ADNDRC 補足規則）に基づき実施される。

### III. CIETAC ドメインネーム紛争解決システムの顕著な特徴

#### 1. 準法定管轄権

仲裁に対する当事者の合意とは異なり、CIETAC ドメインネーム紛争解決システムは、裁判所の法定管轄権と仲裁契約管轄権との間に位置する、一種のいわゆる準法定管轄権を実施する。ドメインネーム登録者は自身の登録契約の中で、自分が登録したドメインネームが優先順位において第三者の知的財産権を侵害しており、レジストリーが承認した紛争解決サービス提供者に対してその第三者が手続を提起した場合はその手続に参加しなければならないと、レジストリーが認定した登録機関と約束している。したがって、ドメインネーム保有者がプロバイダーの管轄権を受け入れなければならないのは、契約上の義務に基づくものである。

#### 2. 高度なオンライン事件管理システム

完全にウェブに基づくオンライン事件管理システムが、香港の Tradelink Electronic Commerce Ltd. によって提供されサポートされている技術を使って、CIETAC および ADNDRC（北京事務所）によって開発された。このシステムは、ドメインネーム紛争事件の処理を容易にする。ドメインネーム紛争解決プロセスの管理を大幅に強化するので、当事者はこのシステムを利用することを促される。当事者はその申立ておよび回答をオンラインで提示することを奨励され、中立者は事件を検討、調査し、オンラインでその決定を下す。管理者は、オンラインで手続を管理し手続に関する問題の処理を要求される。

#### 3. 登録機関による決定の直接の執行

CIETAC ドメインネーム紛争解決システムは、関係するレジストリーのドメインネーム管理システムにおける必須の部分である。レジストリー自体はドメインネーム紛争を解決しない。レジストリーは、登録機関が顧客にドメインネーム登録サービスを提供することを認定し、ドメインネーム紛争を解決するための独立したドメインネーム紛争解決サービス提供者を指名する。紛争解決サービス提供者のパネルが下した決定は、レジストリーの方針に基づき認定登録機関によって執行される。

#### 4. 手続の範囲：登録の悪用

CIETAC ドメインネーム紛争解決システムに基づく手続の範囲は、ドメインネームの不正登録またはその悪用に限定される。使用権に対する申立てをする者は他の法的手続を追求する。

#### 5. 決定の範囲：ドメインネームの自然的地位

ドメインネーム紛争を扱うパネルが下すことができる決定は限定されている。決定は、紛争対象のドメインネームの自然的地位の変更にのみ限定される。パネルは以下のいずれかの形で決定を下すことができる。すなわち、(a) 申立ては正当化されず、現在の登録されたドメインネーム保有者は紛争対象のドメインネームを保持する権利をもつ、または、(b) パネルが申立ては正当化されると判断し、紛争対象のドメインネームは抹消するか申立てをした当事者に移転することを命じる。

申立てが悪意でなされ、行政手続の悪用であると認定した場合には、パネルはその決定において、そうであることを記す必要がある、ということは指摘しておくべきである。

パネルは金銭的裁定および弁護士報酬および費用を含む、費用に関する裁定を下すことはできない。

#### 6. 手続係属中における移転の禁止

行政手続の係属中には、ドメインネーム保有者は、ドメインネームを新しい保有者に移転し、または登録機関を変更することは認められない。

#### 7. 裁判手続との関係：裁判手続の利用可能性

関係するレジストリーの方針に基づき、CIETAC ドメインネーム紛争解決センターは、申立人またはドメインネーム保有者（被告）が、行政手続が開始されるまたは終結する前に、紛争を裁判権のある裁判所に提出することができる。

#### 8. 行政手続の手数料：適度な費用

CIETAC ドメインネーム紛争解決手続は、非常に費用効果的である。 .CN ドメインネーム紛争、またはキーワード紛争に対しては、パネルが 1 名の場合には 3,000 元（400 米ドル）、3 名の場合には 6,000 元（700 米ドル）である。ADNDRC 北京事務所の下での gTLD に関しては、パネルが 1 名の場合には 1000 米ドル、3 名の場合には 2,500 米ドルである。

### IV. 将来のモデル<sup>2</sup>

知的財産やインターネット紛争の国際的な仲裁に関しては、現在の国際的慣行は、インターネット・ドメインネームの紛争解決に主な焦点が当てられている。実際、CIETAC が実施する、ドメインネーム紛争に対する現行のオンライン ADR システムは、サイバースペースにおける他の国際的な知的財産紛争の仲裁モデルになっている。我々は次に、CNNIC CNDRP を例にして、よ

り詳しくこの問題を議論をする。

### 1. 現行のドメインネーム紛争解決 (DNDR) システムの構造的特徴

現行の DNDR システムの構造的特徴は、以下の 2 つの点に要約することができる。

第一に、.CN ドメインネームレジストリーである CNNIC は CNDRP を、すべての潜在的.CN ドメインネーム保有者 (被告) に一律に適用する。第二に、CNNIC が承認した紛争解決サービス提供者のパネルによる、勝訴した申立人のための救済決定は、直接、そして自動的に実行することができる。後で見ると、現行の DNDR システムの構造的特徴は、サイバースペースにおける他の知的財産紛争の仲裁に対する不可欠なベースを確立した。

### 2. DNDR システムの下でのさまざまな組織間の関係

DNDR システムは、以下の関係者によって特徴付けられる。(i) CNNIC、(ii) 登録機関、(iii) CNDRP、(iv) 紛争解決サービス提供者 (DRSP)、(v) 登録者 (その一部が被告となる) および、(vi) 商標またはサービス・マークの所有者 (その一部が申立人となる)。

DNDR システムの下でのさまざまな組織間の関係は、以下の通りである。

- (A) CNNIC が登録機関を認定する。
- (B) CNNIC が CNDRP を採用する。
- (C) CNNIC が紛争解決サービス提供者 (複数) を認定する。
- (D) 登録機関が登録者に CNDRP を課す。
- (E) 申立人が紛争解決サービス提供者を選択する。
- (F) 紛争解決サービス提供者が指名したパネリストが CNDRP を個別の事件に適用する。
- (G) CNNIC は、パネリストの決定を登録機関に課す。
- (H) 登録機関は被告に対して救済を執行する。

### 3. モデルとしての DNDR システム

現在の DNDR システムは、実際、より一般的意味での、規制された技術インフラストラクチャーとしてインターネットに組み込まれている、国際的紛争解決メカニズムの具体例である。

DNDR システムの主要な関係者と要素は、一般的な用語を使えば次のように概念化される。

- (i) CNNIC - 規制者
- (ii) 登録機関 - 管理者
- (iii) CNDRP - 規則
- (iv) 紛争解決サービス提供者 (DRSP) - 仲裁人
- (v) 登録者 - 利用者 (その一部が被告になる)
- (vi) 商標またはサービス・マークの所有者 - IP 権利所有者 (その一部が申立人)

このモデルでは、規制者のみが下記の事項をする権利をもつ。

- (a) 自身に代わって行動する管理者を認定する。
- (b) 紛争解決の基礎となる規則を採用する。
- (c) 規則を個別の紛争に適用する仲裁人を認定する。

このモデルの下では、管理者は下記の事項を行う権限および義務をもつ。

- (a) 規制されたインフラストラクチャーの利用者にその規則を課す。
- (b) 仲裁人の決定通りに利用者に対して救済を実施する。

このモデルは、仲裁人に下記の事項に対する責任を課す。

- (a) 個別の事件に規則を適用する。
- (b) 管理者が実施すべき救済を決定する。

規則とは、規制されたインフラストラクチャーにおける IP 紛争を解決するための基礎であり、下記の事項を定めている。

- (a) 利用者の禁じられる行為
- (b) 救済を求める資格をもつ人
- (c) 侵害している利用者に対する可能な救済

インターネットの利用者は、利用者とインターネット管理者との契約上の関係が理由で、規則にしたがうことを要求される。利用者の遵守義務は、管理者が利用者にインターネットへのアクセスを認める前提条件である。

知的財産権（またはその他の権利）の所有者は、侵害者とされる者に対して規則に基づいて申立てをする権利をもつが、義務はもたない。そうすることを望む場合には、知的財産権の所有者は、管理者が認定した仲裁人の中から特定の仲裁人を選択する権限をもつ。

下記の図は、管理された技術的インフラストラクチャー（インターネット）内での紛争を解決するための、この一般化されたシステムの運用を示す。これは具体的な DNDR システムから、上記の一般化された関係者および組織への、単純な対応である。

- (A) 規制者による管理者の認定
- (B) 規制者による規則の採用
- (C) 規制者による仲裁人の認定
- (D) 管理者による利用者への規則の賦課
- (E) 申立人による仲裁人の選択
- (F) 仲裁人による、申立てへの規則の適用
- (G) 管理者による、仲裁人の決定の賦課
- (H) 管理者による、被告に対する救済の執行

## 結語

電子商取引の実施者にとってオンライン ADR は、ユーザーの信頼を得るために、その新しい事業の中に全体的戦略の一部として組み入れることができるので、魅力的である。オンライン紛争に関しては、オンライン ADR に代わるものはなく、このプロセスはその文脈で最も速く成長するだろう。オンライン ADR 提供者にとっては、ネットワークで専門技術を提供できるということが、サイバースペース内外での紛争で採用できる資産になる。そのうち、オンラインで学んだことは、それが役に立つ他の場所でも適用されるだろう。<sup>3</sup> ドメインネーム紛争に関する CIETAC オンライン ADR 手続は、サイバースペースにおける他の知的財産紛争のオンライン仲裁に対するモデルを確立し、従来の仲裁の発展の例も提供した。従来の仲裁も徐々にオンライン仲裁を達成するようにコンピューター化されるべきである。

---

<sup>1</sup> 本論文のこの部分の主たる参考文献は、Ethan Katsh and Janet Rifkin, ONLINE DISPUTE RESOLUTION - RESOLVING CONFLICTS IN CYBERSPACE (Jossey-Bass, John Wiley & Sons, Inc., 2001), at pp.1-16。

---

<sup>2</sup> 本論文のこの部分の主たる参考文献は、スイス、ジュネーブにおける、WIPO 仲裁調停センターによる 2000 年 11 月 6～7 日の電子商取引における紛争解決の国際会議において、カナダのトロント大学の Andrew Christie 教授が提出した、*The ICANN Domain Name Dispute Resolution System: A Model for Other Transborder Intellectual Property Disputes on the Internet?* という発表である。

<sup>3</sup> Ethan Katsh and Janet Rifkin, *ONLINE DISPUTE RESOLUTION - RESOLVING CONFLICTS IN CYBERSPACE* (Jossey-Bass, John Wiley & Sons, Inc., 2001), at p.5 参照。